

## 優秀修士論文概要

## ヴィクトリア期スコットランドにおける母子救済と司法

徳山賢誠

本論文は、1845年から20世紀初頭のスコットランドにおける公的救済の在り方を、特に母子救済に関する制度に焦点を当てて考察した研究である。我が国ではスコットランド救済に関する研究蓄積がかなり乏しいため、なじみのないテーマであろう。しかし、現代スコットランドにおいては、その社会福祉の歴史の独自性というものが強調されており、さらにその認識がスコットランド独立派の主張にも反映されている状況は注視せねばなるまい。事実、1707年のイングランドとの国家連合（英蘇合同）以降もスコットランドにおいては、イングランドとは別個の救済体制（救貧法）が持続し続けた歴史がある。スコットランドにおける福祉の歴史が彼の地の独立問題と関わる中、このようなスコットランド救済の歴史は、学術的研究がより求められるテーマであると言えよう。

そして本論文は、全国各地の救済を監督する中央組織の設立等、それ以前の救済に大きな変化がもたらされた1845年の救貧法改正以降におけるスコットランド救済を扱ったのである。この制度は、どのような特徴を有したのだろうか。それに関して、とりわけ1845年以降のスコットランド救済は、誰が救済への権利を有するのかという福祉の重要な側面においてその特徴が際立ったと言える。というのも1845年救貧法は、健全者 *able-bodied persons* に対し、救済への権利を明確に否定したからである。さらに男性健全者の場合は、後の司法裁判の結果、彼らが養う家族の分の救済への権利も否定された（最終的には、権利のない彼らを各救貧行政の判断で救済することも1866年に違法化された）。他方、同時代のイングランド救貧法においては、健全者も明確な救済対象であった（論者によっては救済への権利を有したとする）。

このように男性健全者に対する救済の厳格化は明白であったのであるが、本論文が着目したのは、女性に対する救済、特に子供の扶養を一身に背負うケース（寡婦、私生児の母親、遺棄された妻等）である。救済受給者の多数を統計上占めたのが女性であったことを踏まえれば、同時代の救済を考える上で女性に着目する重要性は明白であろう。そして、特に研究対象の時代においては、このような女性達の中でも、子供を抱えながら夫のいない状態にある女性の存在が目立ったのである。そのような状態にあった女性の典型的なカテゴリとしては、例えば人口構成上特に無視できないプレzensを有した寡婦や、モラルの見地から同時代人の批判に晒された私生児の母、また遺棄された妻等が挙げられよう。さらに、このような夫のいない母たちを取り巻いたのは、養う子供の多さ、不安定な雇用、低賃金といった状況であり、実際困窮を極めた者は多かった。特に同時期のスコットランドでは、中心となる産業が繊維から重工業へと移行したことにより、彼女らの雇用基盤が脆くなっていったことは強調すべきであろう。そのため、彼女らに対する救済という問題は、同時代の救済の在り方を考えるうえで特に重要性を持つ。

しかし疑問となるのが、健全者に対し救済への権利を否定した1845年以降のスコットランドにおいて

は、彼女らも健常者であった場合、男性と同様に救済が否定されたのかである。それに関して幾つかの先行研究は、子供を抱える女性健常者に対しては救済がなされていた事実を指摘している。そして、主に救貧行政の裁量や人道主義、現実主義を根拠にそのような救済実態を説明している。しかしその解釈を突き詰めれば、彼女達が救済を受給できるかは各地の救貧行政の判断次第であり、(特に健常者救済に否定的な1845年法の下で) 救済に権利としての保障はなかったということになる。実際直近の研究をみても、健常者が救済への権利を否定されたことがただ強調されており、相対化は見られない。

このような研究史的状況に対して本論文では、夫のいない子供を抱える女性健常者(以下、健常者母子とも表記)に対する1845年以降の救済の在り方を、救貧行政のみならず、スコットランド司法の機能にも着目し検証した。というのも、スコットランドにおける救貧行政の中央組織である「中央委員会」は、その成員構成や定期会合の出席状況からして司法関係者らが大きな割合を占めたのであり、彼らによる関与を前提としていた。しかしそれ以上に重要なのは、1845年法により、貧民は不当に救済が拒絶されたと判断した場合、「シェリフ裁判所」なる各地方の裁判所に訴える権利を保障されたことであろう。実際、そのような訴えの規模は相当なものであった。つまり、救済への権利という側面で、救貧行政とは別個のチャンネルとして司法が大きな影響力をもったため、法廷の動向へ視点を向けなければ、健常者母子に対する救済の制度的基盤を確認したことにはならないのである。

そのため本論文は、1845年以降のスコットランドにおいて、夫のいない子供を抱える女性健常者の救済が諸法廷においてどう扱われ、その動向が救貧行政にどう影響したのかを検討した。その結果、健常者に対する救済の否定が顕著な1845年以降のスコットランド救貧法下においてさえ、夫のいない子供を抱える女性健常者には、司法の介入から救済が一定程度保障されたことが示された。

以下ではまず、実際に法廷が健常者母子救済にどう関与したかについて、同時代の判例集を用いて確認していった第3、4章の内容から概観していきたい。まず第3章では、各地方のシェリフ裁判所の審理に対し拘束力を有した「民事上訴裁判所」<sup>(1)</sup>(民事事件に関わるスコットランドの最高法院)において、健常者母子の救済がどう扱われたのかを紐解いていった。結論を述べれば、彼女らは健常者であったとしても、子供数等の一定条件下において救済への権利を有することが民事上訴裁判所全体で確認されたのである。さらに、このような例外化が、寡婦、私生児の母、遺棄された妻等のカテゴリに基づいた差別なく適用されたことも強調すべきであろう。

しかし、女性健常者が救済への権利を認められる条件(子供の数等)について、民事上訴裁判所は確定的な判断を下さなかった。そのため第4章においては、各地方のシェリフ裁判所の判例を追っていき、民事上訴裁判所で確立された健常者母子救済に関する原理が地方でどう継承されていったのかを検討した。結果的に、抱えるのが専ら授乳期過ぎの子供1人の場合、女性健常者が救済への権利を否定される判例が趨勢化したことが判明した。

しかし、1845年法が男女の別なく健常者 *able-bodied persons* に対し救済への権利を否定した中、身体的に健康な母親たちの救済がどのようにして認められ得たのか。その点、裁判官らが築き上げた法理によれば、女性健常者は男性健常者とは区別して扱われるのであり、彼女たちが救済への権利を有するかの判断においては、身体的な健康さのみならず、抱える子供の数やその他の状況を見る必要性があった。そして、もし彼女らが自身と子供を養いきれぬ状況に置かれているのであれば、法律的な意味での

---

(1) シェリフ裁判所の上訴審にあたる。連合王国貴族院に上訴されなければ、そこで係争の決着がつく。

able-bodied ではなくなり、救済を認められたのである。

しかし、このような諸法廷にて確立された健常者母子救済に関わる法理に、各地の救貧行政がどの程度従ったのが問題となる。というのも、彼らは健常者の救済への権利を否定した1845年法の下機能していたからである。

本論文の5章は、その点を掘り下げていった。まず同章の第一節では、各地の「貧民監督官」（貧民の救済に第一線で携わった役職）達の健常者母子救済に関わる態度を、彼らが開いた会合における議論を分析することで確認していった。その結果、彼らが上述の諸法廷の動向を意識したうえで、健常者母子に関しては健常者の中でも例外として扱っていたことを確認した。同時に、彼女らが救済を認められる条件（子供の数等）に関しては、貧民監督官たちの認識に地域差があったことも指摘した。

しかし、健常者母子救済の広がりを考えるうえで特に有効な指標となるのは、（モラルの観点から同時代人により批判された）私生児の母が健常者であった場合に、どれほど救済が保障されたかである。そのため同章第2節は、1869-71年にスコットランド救貧の実態調査を行った議会委員会 The Select Committee on Poor Law (Scotland) における、救貧関係者らの証言や、調査の成果たる最終報告を分析し、彼女らへの救済に関する救貧行政側の態度を掘り下げていった。その結果、彼女らへの救済に否定的な救貧従事者であっても、法廷による介入から、抱える子供が一定数いる場合救済を認めねばならなかった状況が示された。そして、このように司法を介して女性健常者に救済が保障される構造が、20世紀に入るまで存続したことも、同章の最後にて確認した。

以上、本論文は、健常者に対する救済の否定が顕著であった1845年以降のスコットランド救貧においてさえ、夫のいない子供を抱える女性健常者に対しては、スコットランド司法の働きにより（一定条件下における）救済が保障されていたことを示した。勿論、公的救貧以外の福祉を構成する要素の多様さから考えれば、本論文の研究対象は限定的に思われるであろう。しかし、主に強制課税という手段で財源が賄われた<sup>(2)</sup>公的救貧において、誰が救済への権利を有したのかという問題は、同時代の弱者救済の在り方を考える上で、真っ先に問うべき問題であろう。

---

(2) 救貧の財源に関して、強制課税を実施するかは各地域の救貧行政の判断に委ねられた。しかし、19世紀末までには地方における救貧当局の殆どが強制課税により救貧財源を調達していた。